

安全と増員を保障する需給見通しの策定を求める

2004年 6月 17日

日本医療労働組合連合会

1. 厚生労働省は本日、2006年以降の看護職員需給見通しを策定するため、「第6次看護職員需給見通しに関する検討会」を発足させます。現行需給見通しの需給状況を検証した上で、算定の根拠となる人員配置の見直しや平均在院日数の動向、介護保険制度の運用状況などを検討し、都道府県ごとに需給見通しを立案するための考え方を、本年9月をメドに取りまとめる意向です。そして、各都道府県による立案の積み上げを基本に、第6次需給見通しは来秋策定される予定です。

1. 医療・看護の高度化・複雑化に加え、医療事故防止・安全確保のための態勢整備、在院日数短縮による患者の重症化などによって、看護の現場は急速に業務量が拡大し、かつてない過酷な勤務実態となっています。看護職員の8割が慢性疲労、7割が健康不安を訴え、7割近くが辞めたいと思っているという深刻な状況です。日本医労連が4月に発表した「看護師メッセージ報告」でも、「入院が多いときは泣きたくなる」など、悲鳴ともいえる看護師の切実な声が寄せられました。また、絶対的な人手不足が、医療・看護内容に深刻な影響をあたえ、患者にガマンを強いている実態が明らかになりました。

1. 現行需給見通しを策定した検討会は、「より手厚い看護体制の考慮」、妊娠・出産した者全員の産前産後・育児休業の取得など、不十分点はあるものの、一定の労働条件改善項目を盛り込みました。しかし、そのための必要人員が不明確で、しかも短期間で策定となった下で、実際には現状追認の需給見通しとなりました。今回は、最大1年半の時間があります。厚生労働省は9月には考え方をまとめる意向ですが、もう少し時間をかけ、現場のヒヤリング・調査など実態検証をおこなうとともに、現状改善のために必要な配置人員の目安を各病棟・職場ごとに打ち出し、各都道府県での立案に生かすことが必要です。

1. 今日の過酷な看護現場の実態を改善し、安全でゆきとどいた看護を実現するためには、少なくとも200万人以上看護体制を早急に構築することが必要です。医療・福祉への国民の要求はいっそう構っていますが、看護職員の増員は、安全を保障する最大の鍵です。看護職の日本医労連は、検討会が下記の点を考慮し、計画を策定するよう強く求めるものです。

入院日数短縮による深刻な過密労働を解消するため、日勤は患者4人に1人以上、一般病床の夜勤は患者10人に1人以上など、看護職員の配置人員を抜本的に増やすこと

安全な看護を保障するため、確認作業や委員会などに必要な人員増を盛り込むこと

サービス残業など労基法違反を根絶し、夜勤は月8日以内、権利休暇や育児休業・夜勤免除などの保障など、看護職員の労働条件を改善する人員配置増を見込むこと

医療・看護の必要性が高まっている介護・福祉施設については、夜間も含め、看護職員がいない時間帯をつくらない人員配置を保障すること